

官業民営化等WGヒアリング調査票 (登録等に係る業務)

(所管省庁名：警察庁)

1.名称	自動車保管場所証明手続
2.根拠法令	自動車の保管場所の確保等に関する法律等
3.実施主体	都道府県警察
4.従事者数	算出困難
5.予算額	算出困難
6.事業の内容	<p>警察署長は、自動車の保有者から、自動車保管場所証明書の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る場所が、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令に定める保管場所の要件をすべて満たしているか否か等を書類審査及び現地調査により確認する。</p> <p>警察署長は、当該自動車について、保管場所が確保されていると認めた場合は、自動車保管場所証明書を交付するとともに、保管場所管理支援システムに当該申請に係るデータの入力を行い、保管場所標章の交付申請に基づき保管場所標章を交付する。</p>
7.民間移管の 具体的内容	<p>自動車保管場所証明事務のうち、申請書の記載内容が現場実態と符合しているか否かを調査報告する現地調査事務については43道府県で既に民間委託され、データ入力事務についても38道府県で民間委託されている。</p>
8.更なる民間 開放につ いての見解	別紙参照

自動車の保管場所の確保等に関する法律の概要

1 目的

自動車の所有者等に自動車の保管場所を確保し、道路を自動車の保管場所として使用しないよう義務づけるとともに、自動車の駐車に関する規制を強化することにより、道路使用の適正化、道路における危険の防止及び道路交通の円滑化を図る。

2 概要

(1) 自動車の保管場所の確保

自動車の登録を受けようとする者は、警察署長が交付する自動車保管場所証明書を運輸支局等に提出しなければならない。運輸支局等は、自動車保管場所証明書の提出がないときは、自動車の登録を行わない。(法第4条)

警察署長は、自動車保管場所証明書を交付したときは、保管場所標章を交付しなければならない。保管場所標章の交付を受けた者は、自動車に保管場所標章を表示しなければならない。(法第6条)

(2) 保管場所としての道路の使用の禁止

何人も、道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはならない。(法第11条第1項)

(罰則：3月以下の懲役又は20万円以下の罰金)

何人も、自動車を道路上の同一の場所に引き続き12時間以上駐車してはならない。(法第11条第2項)

(罰則：20万円以下の罰金)

何人も、夜間(日没時から日出時までの間)は、自動車を道路上の同一の場所に引き続き8時間以上駐車してはならない。

(法第11条第2項)

(罰則：20万円以下の罰金)

自動車の保管場所の確保等に関する法律（抄）

（保管場所の確保を証する書面の提出等）

第四条 道路運送車両法第四条に規定する処分、同法第十二条に規定する処分（使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。以下同じ。）又は同法第十三条に規定する処分（使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。以下同じ。）を受けようとする者は、当該行政庁に対して、警察署長の交付する道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していることを証する書面で政令で定めるものを提出しなければならない。ただし、その者が、警察署長に対して、当該書面に相当するものとして政令で定める通知を当該行政庁に対して行うべきことを申請したときは、この限りでない。

- 2 当該行政庁は、前項の政令で定める書面の提出又は同項ただし書の政令で定める通知がないときは、同項の処分をしないものとする。

（保管場所標章）

第六条 警察署長は、第四条第一項の政令で定める書面を交付したとき、同項ただし書の政令で定める通知を行つたとき、又は前条の規定による届出を受理したときは、当該自動車の保有者に対し、当該自動車の保管場所の位置等について表示する国家公安委員会規則で定める様式の保管場所標章を交付しなければならない。

- 2 前項の規定により保管場所標章の交付を受けた者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該自動車に保管場所標章を表示しなければならない。この場合において、道路運送車両法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分についての第四条第一項の政令で定める書面の交付又は同項ただし書の政令で定める通知に係る保管場所標章を表示するときは、既に表示されている保管場所標章を取り除かなければならない。

- 3 （略）

（保管場所としての道路の使用の禁止等）

第十一条 何人も、道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはならない。

- 2 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

- 一 自動車が道路上の同一の場所に引き続き十二時間以上駐車することとなるような行為
- 二 自動車が夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）に道路上の同一の場所に引き続き八時間以上駐車することとなるような行為

- 3 （略）

（罰則）

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下

の罰金に処する。

一 (略)

二 第十一条第一項の規定に違反して道路上の場所を使用した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 自動車の保管場所に関する虚偽の書面を提出し、又は警察署長に自動車の保管場所に関する虚偽の通知を行わせて、第四条第一項の規定による処分を受けた者

二 第十一条第二項の規定に違反した者

3 (略)

道路運送車両法(抄)

(登録の一般的効力)

第四条 自動車(軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。以下第二十九条から第三十二条までを除き本章において同じ。)は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

(変更登録)

第十二条 自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。ただし、次条の規定による移転登録又は第十五条の規定による永久抹消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

2～4 (略)

(移転登録)

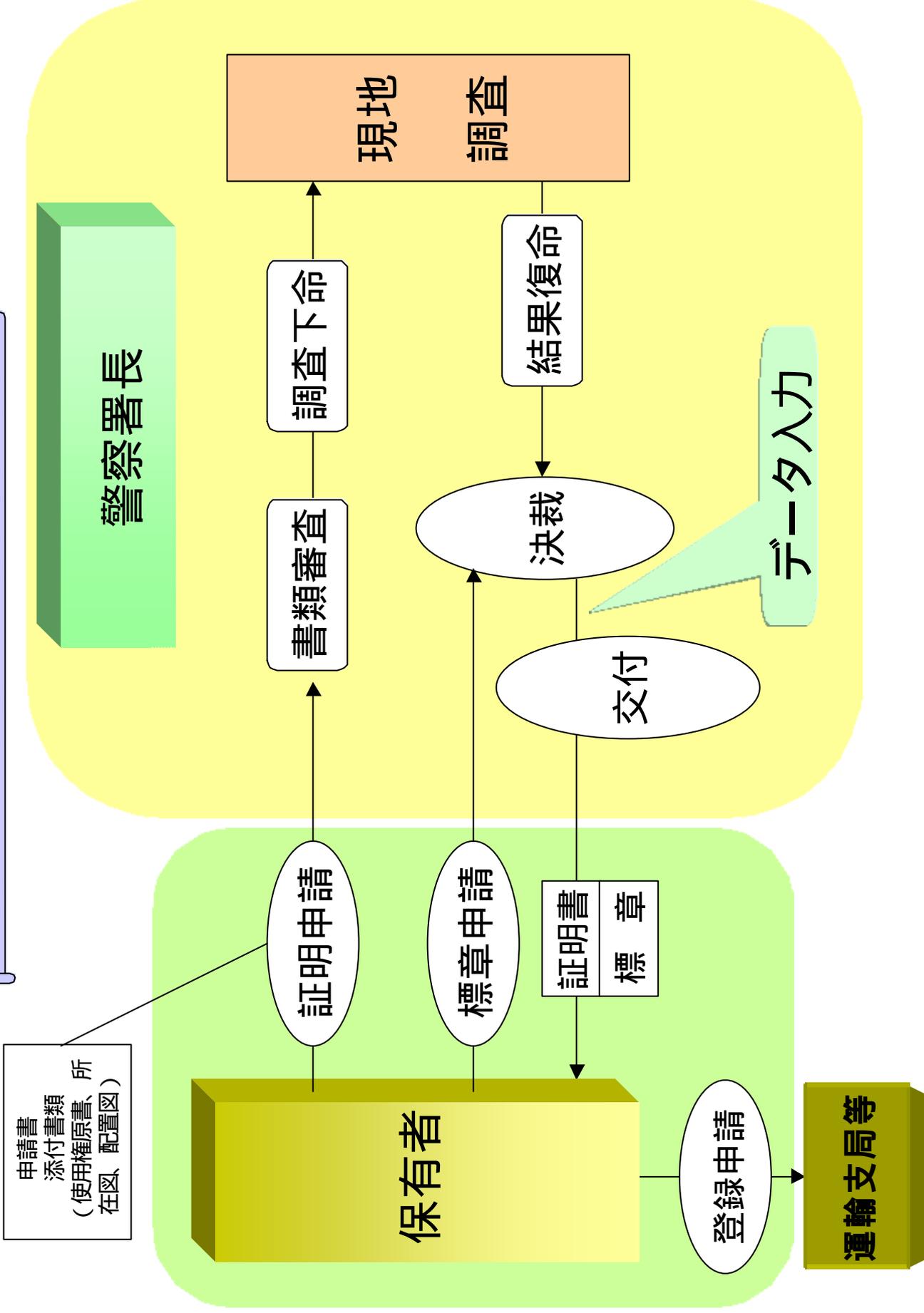
第十三条 新規登録を受けた自動車(以下「登録自動車」という。)について所有者の変更があつたときは、新所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

2～4 (略)

自動車保管場所証明手続の流れ

- 1 自動車の登録を受けようとする者は、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に対し、申請書、申請に係る保管場所の使用権原疎明書面、所在図、配置図を提出し、自動車保管場所証明書の交付を申請する。
- 2 警察署長は、自動車の保有者から、自動車保管場所証明書の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る場所が、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令に定める保管場所の要件をすべて満たし、かつ、道路上の場所以外の場所であるか否かを書類審査及び現地調査により確認する。
- 3 警察署長は、当該自動車について、保管場所が確保されていると認められた場合は、自動車保管場所証明書を交付するとともに、保管場所管理支援システムに当該申請に係るデータの入力を行い、保管場所標章の交付申請に基づき保管場所標章を交付する。

自動車保管場所証明事務の流れ



ワンストップサービスによる手続の流れ

自動車保有関係手続には、自動車保管場所証明、登録・検査、各種租税の納付等様々なものがあるが、ワンストップサービスが実現すると、

自動車保管場所証明、自動車の登録等について、オンラインで一括して申請

申請の情報を受け付けたワンストップサービス・システムから、当該情報のうち、自動車保管場所証明に係る部分が警察署長に到達

警察署長は、当該自動車について、道路上の場所以外の場所に保管場所が適正に確保されているか否かを確認

警察署長は、道路上の場所以外の場所に保管場所が適正に確保されていると認めた場合には、ワンストップサービス・システムを通じて、運輸支局長等へその旨を通知

運輸支局長等による審査等を経て、自動車の登録が完了

となる。

自動車保管場所証明の審査事務を除くコンピュータネットワークの管理・運営については、民間に委託することが可能。

自動車保有関係手続のワンストップサービス・システム

- ・ 自動車の保有に必要な保管場所証明、登録・検査、国税・県税の納付等の諸手続を、コンピュータネットワークを使用して一括して行うことのできるシステム。

